

広尾町ごみ処理基本計画

(平成30年度～平成39年度)

広 尾 町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 対象地域	1
3 対象廃棄物	1
4 計画の期間	1
5 計画の位置づけ	2

第2章 広尾町の概況

1 沿革	3
2 位置・地勢・気候	3

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理施設の現状	4
2 ごみ処理の流れ	5
3 ごみ処理の主体	6
4 ごみの排出状況	7
(1) 人口と一般廃棄物の総排出量	7
(2) 1人1日当たりの排出量	8

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針(発生抑制とリサイクル推進)	9
2 ごみ減量・リサイクル施策	10
3 町民・事業者・行政の役割分担と協働	11
4 減量目標	12
5 その他ごみ処理に関し必要な事項	13

(参考)

ごみ排出量の実績・見込み	14
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	16

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、市町村が定める法定計画です。

本町では平成20年度に10年間を計画期間とした「広尾町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この計画が平成29年度で満了を迎えたことから、本計画を新たに策定するものです。

前計画では、ごみの減量を図り資源のリサイクルを推進することにより、環境の負荷の低減が図られた循環型社会の実現に向け、効率的な一般廃棄物処理に取り組んできました。

今後も地域住民、事業者、町が一体となって環境型社会の定着を推進するとともに、さらなるごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組むため、本計画をごみ処理の基本的な方針とするものです。

2 対象地域

本計画の対象地域は本町全域とします。

3 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

4 計画の期間

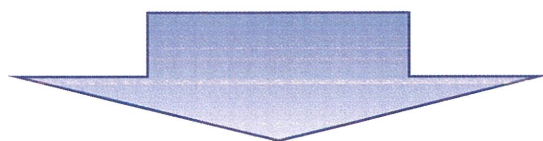
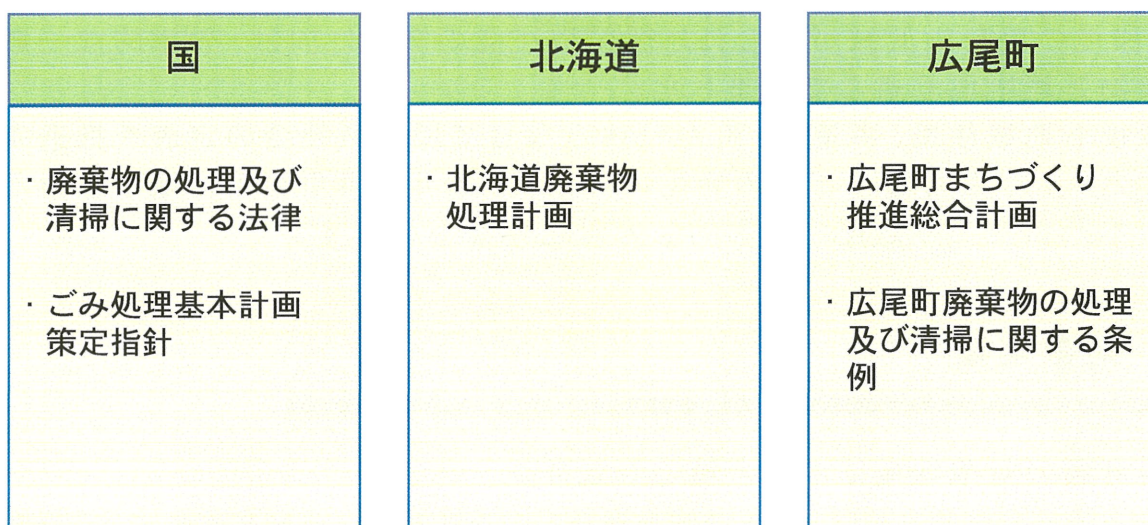
本計画は平成20年度に策定した「広尾町ごみ処理基本計画」が平成30年3月で満了を迎えたことから、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画を新たに策定するものです。

なお、今後、社会状況や国の政策、法制度の動向等に大きな変動があった際は、見直しを行うことを検討します。

5 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」として位置付けることとし、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき策定する計画です。

また、「北海道廃棄物処理計画」及び「広尾町まちづくり推進総合計画」との整合を図りつつ、関連する方針・計画との調整にも努めるものとし、ます。



広尾町ごみ処理基本計画

第2章 広尾町の概況

1 沿革

当町は十勝で最も歴史のある町として古くから経済・産業の中心地として繁栄してきました。江戸時代の寛文年間、松前藩の蠣崎蔵人の給地となり、安政6年には仙台藩の領地となりました。

明治2年、蝦夷地が北海道と改称された頃この地は茂寄村と呼ばれました。明治5年、浦河支庁広尾出張所が置かれたものの、道の管轄は幾多の変遷後、河西支庁から明治39年に広尾郡茂寄村となり、大正15年には茂寄村を広尾村に改称し、戦後の昭和21年に町制を施行し今日に至っています。

2 位置・地勢・気候

当町は、北海道の南東、十勝の最南端に位置し、総面積は、596.16km²、東部は太平洋に面し、西南部は「北海道の背骨」と呼ばれる日高山脈を境界に、日高管内のえりも・様似・浦河の三町と、北部は紋別川を境に大樹町と接しています。

地形は、東側に太平洋、西側に楽古岳（1,472m）や十勝岳（1,457m）をはじめとする1,000m級の日高山脈の山々がそびえ立ち、雄大な自然景観を形成し、山系に源を持つ豊似川、野塚川、楽古川、広尾川、音調津川の5本の河川が太平洋に注いでいます。

平坦地は、全面積の約25%で豊似川、野塚川、楽古川の両岸に酪農や畑作に適した大地が広がっており、残り75%は山岳地帯の森林で急傾斜地が多い地形となっています。

気候は、太平洋の千島海流と日本海流が混じり合う地点に位置しており、海流の影響によって発生する霧により夏は比較的涼しく、年間を通じた降雨量（降雪）は多いものの十勝管内では最も暖かく、昼夜の寒暖差も比較的少ないなど、海洋性気候の影響を受けて温暖な気候となっています。

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理施設の現状

広尾町、大樹町、幕別町（忠類地域）の3町で構成する南十勝複合事務組合が運営している施設で処理しています。

なお、現焼却施設については、今後のあり方について関係市町村と協議を進めます。

組合の処理体制

処理区分	・ 燃えるごみ ・ 燃えないごみ ・ 燃やせないごみ ・ 大型ごみ ・ 資源ごみ ・ 有害危険ごみ
------	---

施設の概要

焼却施設 破碎施設	南十勝環境衛生センター 所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3 処理能力：（焼却）14 t / 8 h × 2 炉 （破碎）10 t / 5 h 供用開始：平成5年12月
--------------	--

資源化施設	南十勝リサイクルセンター 所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3 受入対象物：容器包装廃棄物 （ビン・ペットボトル・その他プラ等） 供用開始：平成10年4月
-------	---

最終処分場

南十勝廃棄物処理センター

所在地：広尾郡大樹町字萌和 3 9 4 番地 2

埋立面積：1 1, 0 0 0 m²

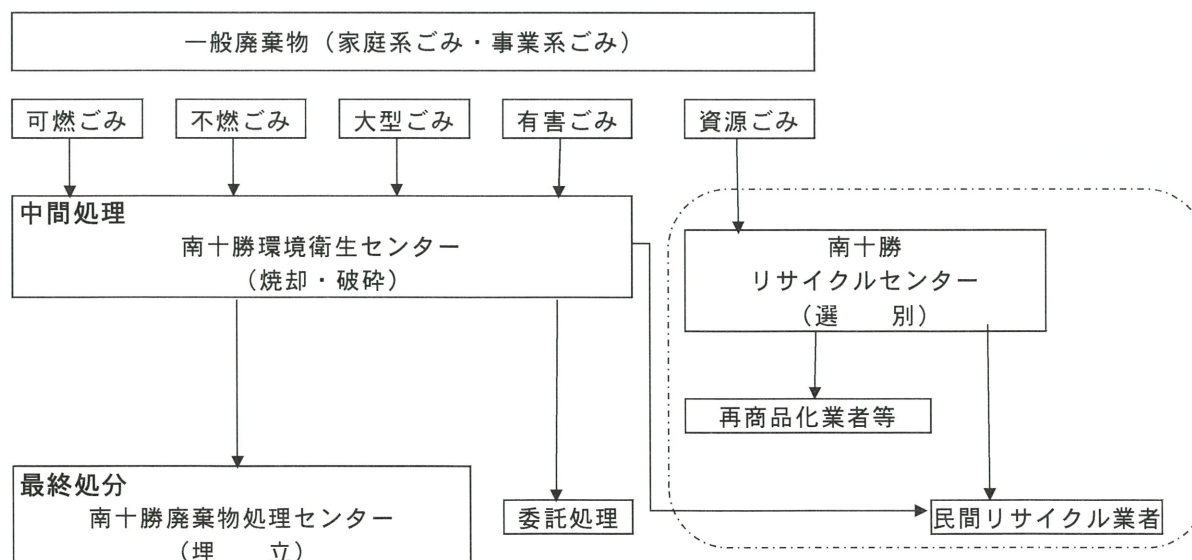
埋立容量：1 0 1, 9 6 0 m³

供用開始：昭和 6 2 年 4 月

2 ごみ処理の流れ

本町のごみ処理は、広尾町・大樹町・幕別町忠類地域の 3 町で構成する南十勝複合事務組合の「南十勝環境衛生センター」で中間処理をし、「南十勝廃棄物処理センター」で最終処分をしています。また、資源ごみの中間処理については「南十勝リサイクルセンター」で行っています。

ごみ処理フロー図



3 ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、町民、事業者、行政の3者です。ごみの排出区分及び処理区分別に処理主体をまとめると以下の表になります。

なお、中間処理及び最終処分は、南十勝複合事務組合で共同処理しています。

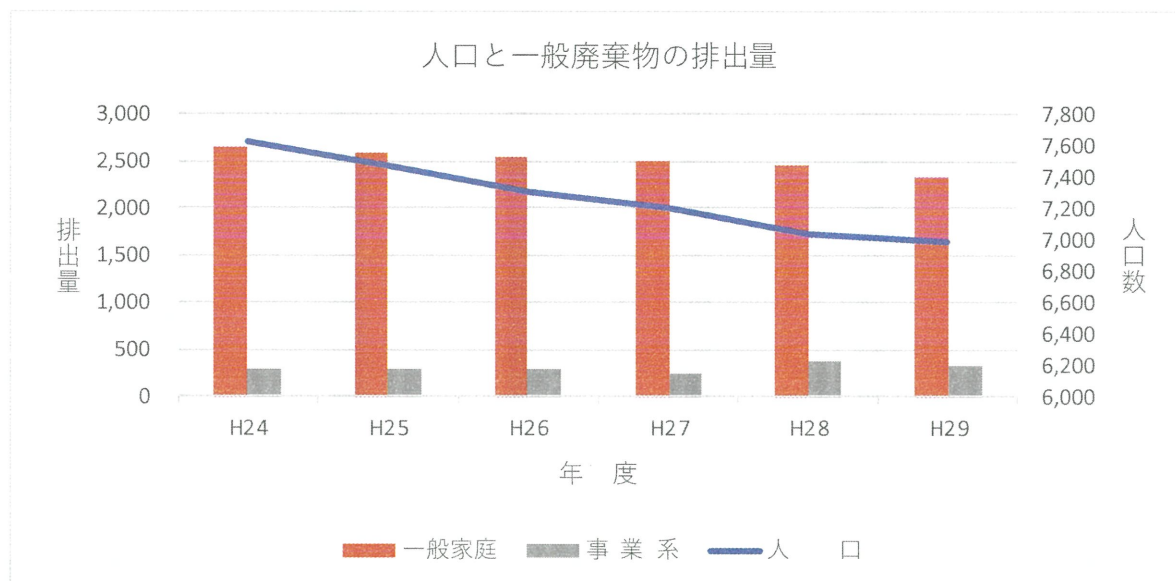
○処理主体

区 分	家 庭 系		事 業 系
	計画収集ごみ	直接搬入ごみ	搬入ごみ
排出抑制	町民・行政	町民・行政	事業者・行政
収集・運搬	行政	町民・許可業者	事業者・許可業者
中間処理	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合
最終処分	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合

4 ごみの排出状況

●一般廃棄物の排出量

(1) 人口と一般廃棄物の総排出量



	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人 口	人	7,621	7,473	7,306	7,205	7,032	6,991

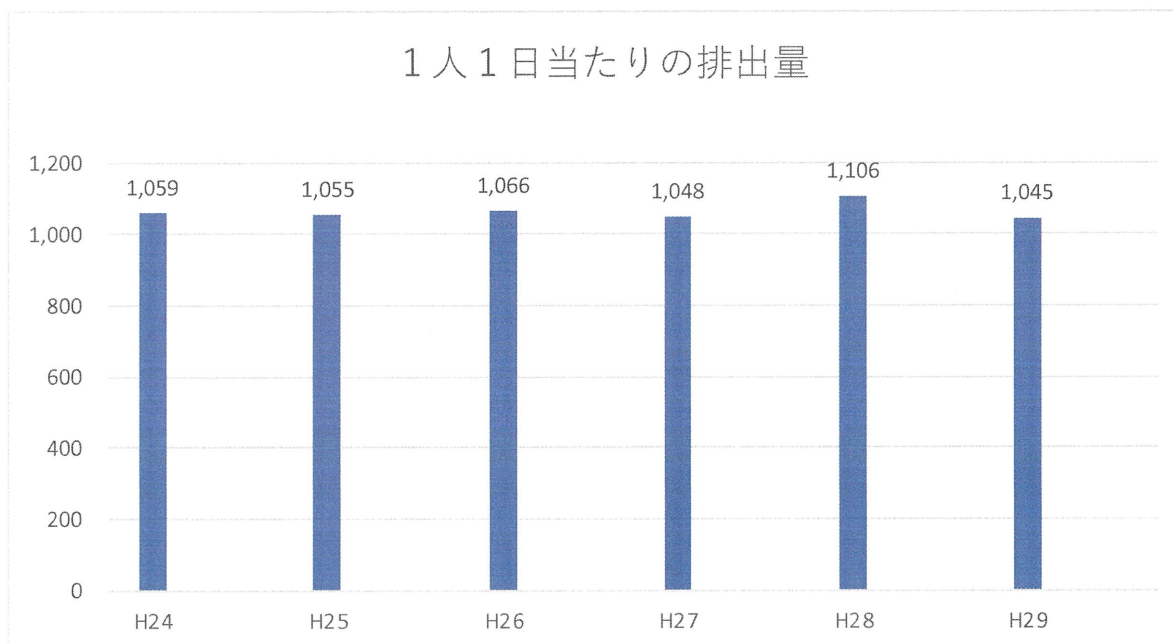
排出量	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般家庭	t	2,648	2,583	2,551	2,497	2,460	2,338
事業系	t	297	295	291	260	379	333
合 計		2,945	2,878	2,842	2,757	2,839	2,671

人口数：住民基本台帳

行政区域内の人口は平成24年度から平成29年度の6年間で630人、8.27%の減少となっています。

一般廃棄物の排出量は、家庭ごみは減少していますが、事業系ごみは雑紙を資源ごみとして回収を始めた平成28年度に増加しています。

(2) 1 人 1 日 当 た り の 排 出 量



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 人 1 日 当 た り の 排 出 量 (g)	1,059	1,055	1,066	1,048	1,106	1,045

町民 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 は 1 , 0 0 0 g 以 上 の 水 準 で 推 移 し て お り 、 特 に 生 ご む の 排 出 量 が 多 く な っ て い ま す 。

第4章 ごみ処理基本計画

本町の恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくためにも、環境と調和した社会を実現することが求められています。

そのためには、すべての町民、事業者、町が連携し、廃棄物の減量、資源化に取り組み、人と自然の共生及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを進めなければなりません。

基本目標

「自然と共生する資源循環型のまちづくり」

1 基本方針（発生抑制とリサイクル推進）

・町民、事業者、行政による協働

ごみの排出抑制、再生利用等による減量化を進めるため、町民、事業者、行政がそれぞれに役割を分担し、3者が協働によるごみの減量化に取り組めます。

・循環型社会への転換

ごみの減量やリサイクルを基本とする「循環型社会」への取り組みを推進します。

・環境への負荷低減

ごみの収集運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境に少なからず負荷を与えていることから、ごみの発生・排出抑制に取り組むなど、適正で効率的な処理を行っていきます。

2 ごみ減量・リサイクル施策

○ごみ発生・排出抑制の取り組み

- ・住民、事業者の役割と責務に応じた排出抑制策とその推進
- ・多様なリサイクルルートによる減量化の検討
- ・再生品などの利用普及啓発活動の推進
- ・事業者のリサイクル活動の推進

○リサイクルの推進

- ・ごみ減量、リサイクル活動の普及啓発活動を推進
- ・リサイクルに対する住民活動の支援
- ・生ごみ堆肥化容器利用の普及を推進
- ・各リサイクル法に基づく収集方法の周知

○適正処理の推進

- ・住民の協力によるごみステーションの適正管理、適正なごみの分別排出を推進
- ・ごみの不法投棄や散乱防止に対する意識啓発を図る
- ・不法投棄防止のためパトロールや住民の情報提供による監視システムの強化
- ・ごみ処理体制の充実と確保

3 町民・事業者・行政の役割分担と協働

循環型社会の形成には、生産・流通・販売・消費・排出において、町民、事業者、行政のそれぞれが役割分担のもと、自主的または相互に連携した取り組みを進めていくことが必要です。

○町民の主な取り組み・役割

- ・必要以上に買いためしない。食材を無駄にせず、食べ物を残さない。
- ・生ごみの堆肥化、水切りの徹底など家庭でできる減量化、資源化を推進する。
- ・過剰包装・レジ袋を辞退し、マイバッグを持参するなど包装材の抑制に努める。
- ・故障したものは修理し、不用品のフリーマーケット利用等、長期使用に努める。
- ・使い捨て商品の購入を自粛し、詰め替え、再使用可能な商品の購入に努める。
- ・不法投棄等の防止、ごみ分別収集への協力、資源集団回収への参加。
- ・空き缶、びん、タバコのポイ捨てを無くし、環境美化に努める。

○事業者の主な取り組み・役割

- ・自主的で計画的なごみの減量化、資源化を進める。
- ・事業者の排出責任を明確にし、町のごみ処理事業への積極的な協力に努める。
- ・過剰包装の抑制に努める。
- ・事業所における使用物品に再生品を利用する。

○行政の主な取り組み・役割

- ・分別形態・排出基準を明確にし、住民に分別管理の啓発と徹底を図る。
- ・ごみの不法投棄防止をPRし、まちの美化に努める。
- ・マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用削減を推進する。
- ・事業者に対して排出抑制、減量化、資源化の推進への協力を要請する。
- ・庁舎、公共施設における排出抑制の推進、庁用品、公共関与事業における再生品の使用を促進する。
- ・ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として必要に応じてごみ処理料金の見直しを行う。

4 減量目標

(1) 計画収集人口

今後少子化・高齢化とともに若年層の町外流出による人口減少が予測されます。このため、目標年次の平成39年度には、さらに人口減少が進み、計画収集人口は6,315人になると推定されます。

(2) 収集ごみ発生量

現状より計画収集人口が減少することから、平成39年度のごみ発生量は平成29年度実績数値から13.8%減の2,300tとします。

(3) 減量化の目標

この計画では、平成39年度を目標年次とした「ごみ減量目標（排出量）」についての数値目標を設定します。

○ごみ減量目標（排出量）

1人1日当たりのごみの排出量を1,000g以下とします

5 その他ごみ処理に関し必要な事項

●災害対策

国の災害廃棄物の指針を踏まえ、広尾町地域防災計画第5章「災害応急対策計画」第3 1節「廃棄物処理計画」に定めているところにより対策します。

ごみ排出量の実績・見込み

項 目		単 位		年 度 （２９年度まで実績・３０年度以降見込み）					
				24	25	26	27	28	29
燃えるごみ		(t)	収 集	1,405	1,334	1,293	1,252	1,152	1,111
			一般持込	477	488	506	475	514	486
			事 業 系	257	244	229	212	311	273
			計	2,139	2,066	2,028	1,939	1,977	1,870
燃えないごみ			収 集	111	111	100	103	96	85
			一般持込	79	103	120	143	175	135
			事 業 系	17	19	20	17	28	22
			計	207	233	240	263	299	242
燃やせないごみ			収 集	173	160	156	157	160	157
			一般持込	0	0	0	0	0	0
			事 業 系	0	0	0			0
			計	173	160	156	157	160	157
粗大ごみ （収集・一般持込は燃えないごみに含む）			収 集						
			一般持込						
			事 業 系	18	22	33	17	26	26
			計	18	22	33	17	26	26
資源ごみ		収 集	337	307	297	276	300	292	
		一般持込	66	80	79	91	63	72	
		事 業 系	5	10	9	14	14	12	
		計	408	397	385	381	377	372	
合 計		収 集	2,026	1,912	1,846	1,788	1,708	1,645	
		一般持込	622	671	705	709	752	693	
		事 業 系	297	295	291	260	379	333	
		合計	2,945	2,878	2,842	2,757	2,839	2,667	
人 口		(人)	7,621	7,473	7,306	7,205	7,032	6,991	
一人一日 あたりの 排出量 （事業系 含む）	燃えるごみ	(g)	769	757	760	737	770	733	
	燃えないごみ		74	85	90	100	116	95	
	燃やせないごみ		62	59	59	60	62	62	
	粗大ごみ		6	8	12	6	10	10	
	資源ごみ		147	146	144	145	147	146	
	合 計			1,059	1,055	1,066	1,048	1,106	1,045

年 度 (2 9 年度まで実績・3 0 年度以降見込み)									
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
1,105	1,098	1,093	1,074	1,054	1,035	1,016	997	979	959
483	480	478	470	461	453	445	436	428	419
271	270	269	264	259	254	250	245	240	236
1,859	1,848	1,840	1,807	1,775	1,743	1,711	1,679	1,647	1,614
84	84	84	83	82	81	80	78	77	75
134	134	134	132	130	128	126	125	123	120
22	22	22	21	21	21	21	20	20	19
240	240	240	236	233	230	226	223	220	214
156	156	155	153	151	149	147	145	143	138
156	156	155	153	151	149	147	145	143	138
26	25	25	25	25	24	24	24	23	21
26	25	25	25	25	24	24	24	23	21
290	288	286	280	274	269	263	257	252	246
72	71	71	69	68	66	65	63	62	61
8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
370	367	364	357	349	342	335	328	321	313
1,635	1,626	1,619	1,590	1,562	1,534	1,506	1,478	1,450	1,418
689	685	682	671	659	647	636	624	613	600
327	325	324	318	313	307	302	296	291	283
2,650	2,636	2,625	2,579	2,533	2,488	2,443	2,398	2,354	2,300
6,988	6,984	6,981	6,886	6,791	6,696	6,601	6,506	6,411	6,315
729	725	722	719	716	713	710	707	704	700
94	94	94	94	94	94	94	94	94	93
61	61	61	61	61	61	61	61	61	60
10	10	10	10	10	10	10	10	10	9
145	144	143	142	141	140	139	138	137	136
1,040	1,034	1,030	1,026	1,022	1,018	1,014	1,010	1,006	995

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(国民の責務)

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

